

### 消防情報案内サービスの電話番号が変わりました

▶火災発生のお問い合わせ番号  
☎0180-998877

火災の発生についてお知らせしている消防情報案内サービスの電話番号が昨年秋から変更されています。※119番は火災や救急などの緊急用の通報番号です。問い合わせには利用しないでください  
☎消防局総務課(☎233-9111)

### 火の山ロープウェイ 平成26年の運行が始まります

開3月20日～11月30日  
午前10時～午後5時 ※  
定休日 毎週火・水曜日  
(5月6日までは定休日なし)  
▼発車時刻 毎時00分・20分・40分  
往復：大人500円、小学生250円  
観覧施設課(☎231-1838)



### 火の山公園トルコチュリップ園 来園の際のお願い

3月下旬からの開花期間中、火の山公園トルコチュリップ園(無料)に来園の際は、できるだけ公共交通機関を利用してください。ロープウェイ下駅横の駐車場は狭く混雑が予想されますので、車で来園する方はできるだけ公園山頂の「火の山立体駐車場」に駐車し、

ロープウェイ(有料)の利用を。ロープウェイからは関門海峡の眺望とチュリップを真上から楽しめます。  
☎公園緑地課(☎231-1933)

### 下関駅から中央霊園行きのバス時刻表(3月18日～21日)

発車時刻は左表の通りです。

種別	下関駅	東 駅	中央霊園前
臨時便	8:05	8:20	8:54
	8:35	8:50	9:30
	9:20	9:35	10:15
	9:55	10:10	10:49
★	10:45	11:00	11:34
■	10:45	11:04	11:44
臨時便	11:45	12:00	12:34
	12:30	12:45	13:25
臨時便	14:05	14:20	14:54
	15:16	15:31	16:11

### 資産税課からのお知らせ

●土地と家屋の縦覧帳簿が縦覧できます  
平成26年度の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます。これは、固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の評価

額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較するための制度です。  
☎市内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者、納税管理人

※土地のみの所有者は土地のみ、家屋のみの所有者は家屋のみの縦覧 ※代理人の場合は、委任状が代理人選任届が必要 ☎4月1日、30日の午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く 所資産税課、各総合支所市民生活課  
☎本人確認ができる物(納税通知書、運転免許証など)、印鑑(法人の場合は社印)

### ●固定資産課税台帳の閲覧を求めています

平成26年度固定資産課税台帳の閲覧を行います。固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)には、平成26年1月1日現在の固定資産の所有者が納税義務者として登録されています。台帳の閲覧や、4月に送付される納税通知書の課税

明細書で課税状況を確認できます。  
☎納税義務者 ※代理人(同居の親族を含む)の方や法人で社印を持参できない場合、委任状が代理人選任届が必要 ※賃借権その他の使用・収益を目的とする権利(対価を支払われるものに限る)を有する方(借地人など)も、当該権利の目的

である土地や家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができます。  
☎4月1日～30日の午前8時30分～



### 豊北総合支所新庁舎で業務を開始します

豊北総合支所の新しい庁舎が完成しました。豊北生涯学習センター内の豊北教育支所も新しい庁舎に移転し、管内の行政窓口を一本化します。バリアフリーやオストメイト対応のトイレとともに地域交流スペースが整備され、誰もが利用しやすい地域振興、防災緊急対応拠点としてよりよいサービスを展開します。

### ●新庁舎での業務開始

- ▷3月3日(月) = 市民生活課
  - ▷3月10日(月) = 地域政策課、農林水産課、建設課
  - ▷4月1日(火) = 豊北教育支所
- ☎豊北総合支所 地域政策課 (☎782-1912)



### 軽自動車などの廃車手続きは4月1日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に年税として課税されます。廃車予定のある方も、4月1日までに廃車手続きをしなければ、平成26年度の軽自動車税が課税されます。自動車リサイクル法に基づいて解体処理をした場合は「引取証明書」の引取日が廃車日とみなされます。



午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ※支所・公民館での閲覧は午前9時30分～午後4時30分 ☎資産税課、各総合支所市民生活課  
本庁の支所・公民館(期日指定)  
☎4月1日～30日は、平成26年度分に限り無料 ※5月1日(木)以降は有料 ※複写料は別途必要  
☎本人確認ができる物(納税通知書、運転免許証など)、印鑑(法人の場合は社印)

▼4月の本庁の各支所・公民館の閲覧(土地、家屋)  
回内日 1日、小月 2日、吉田 4日、王喜 8日、王司 9日、清末 11日、吉見 16日、川中 17日、彦島 18日、安岡 22日、長府 23日、勝山 24日  
☎資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-782-1918)

4001) ▼豊田(☎766-2953)  
▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に年税として課税されます。廃車予定のある方も、4月1日までに廃車手続きをしなければ、平成26年度の軽自動車税が課税されます。自動車リサイクル法に基づいて解体処理をした場合は「引取証明書」の引取日が廃車日とみなされます。

☎資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4001) ▼豊田(☎766-2953) ▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)

## ボートレース下関 3月の開催日程・イベント



●2月26日～3月3日＝開設59周年記念G1競帝王決定戦 ●15日～19日＝ふるさとシリーズ第3戦川棚温泉青龍杯 ●25日～29日＝韋駄天王決定戦 楽天銀行杯 ※場外・外向発売所の発売予定はホームページ(http://www.shimonoseki.gr.jp/)で確認を

【イベント】 ●ふあふあシーボート  
●1・2日＝午前9時30分～午後4時、15・16・21日＝午前9時50分～午後4時 ●豊田町の駅前街道西ノ市 特産品販売 ●1日～3日 午前9時30分～午後4時 ●癒し系アイドル「今野杏南 トークショー」 ●2日(日)第5・8R発売中 ●マンズリーボートレース 松村賢一 予想会 ●2日(日)第9・12R発売中 ●優勝戦 出場選手インタビュー ●3日(月)午前10時 ●JRA丸山元氣騎手スペシャルトークショー ●優勝表彰 ●3日(月)第12R終了後 ●仮面ライダー鎧武ヒーローショー ●21日(金)①午前11時 ②午後1時 ●フリーマーケット ●21日(金)午前9時50分～午後4時 ●親子リトミック無料体験教室 ●21日(金)午前9時50分～午後4時 ●子供・女性護身術教室 ●

21日(金)午前9時50分～午後4時 ●尺八&ピアノコラボレーション演奏会 ●21日(金)第5R・8R発売中 ●ネイルアートサービス ●21日(金)午前9時50分～午後4時 ●園入場料100円 ●園ボートレース下関 (☎246-1161)

### 海峡ビューしものせき パーティープラン

料理は和洋折衷を中心に大皿料理など気軽に楽しめます。3月からの歓迎会に最適なプランです。宴会、料理、送迎と気軽に相談を。 ※無料送迎(旧々市内)あり ●5000円から(税込み) ※8人から ●3月1日～4月30日 ●園 海峡ビューしものせき (☎229-0117)

### 下関市認定新商品随意契約制度に 基づく事業者の認定について

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の販路開拓を支援するため、市が認定した中小企業者が生産した新商品について、随意契約により購入できる制度を創設しています。この度、審査を実施し、次の2事業者が生産する3商品を新たに認定しました。今後、市での購入や広報・PRなどを通じて販路開拓の支援を行っていきます。

### 認定事業者・新商品名

▽株式会社吉田総合テクノ ●くじら石鹸「ミンキートップ」 ▽株式会社福光鉄工 ●完全背面開放型端座位補助具「おきたろう」、座位保持補助具「らくっちゃ」 ●園 商工振興課 (☎232-7214)

しものせき若者サポートステーションを利用してください

しものせき若者サポートステーション(大和町一丁目)は「働きたいのに、もう一歩踏み出せない」「そんなあなたをサポートします。」

●15歳～39歳の方 ●火・水・木・金 ●午前9時30分～午後5時30分 ●各種相談、カウンセリング、講座、就業体験、ボランティア体験など ※登録無料 ●園 しものせき若者サポートステーション (☎227-4992)

### 3月の献血



●2日(日)＝午前10時～正午、午後1時15分～4時/ゆめシティ ●13日(木)＝午後2時30分～4時30分/関門医療センター ●24日(月)＝午前9時30分～11時30分/菊川保健センター ●24日(月)＝午後1時30分～4時30分/ラピール ●園 全日程400ml献血限定 ●園 生活衛生課 (☎231-1540)

## 消費税増税に伴う 使用料等改定のお知らせ



消費税法等の一部改正により、平成26年4月1日から、消費税率(地方消費税率含む)が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、公共施設の使用料などを一部改定します。

### 施設使用料改定の例

- フィッシングパーク  
1日つり料  
(一般) 1,200円 → 1,230円  
(小・中学生) 600円 → 610円
  - ふれあい健康ランド  
温泉プールの1回使用料  
(一般) 500円 → 510円  
(中・高校生) 350円 → 360円
- ※詳細は各施設に問い合わせください

### 水道料金・下水道使用料・納付金の改定

消費税増税に伴い、水道料金・下水道使用料・納付金を改定します。今回の改定は消費税増税以外の要素は含まれていません。改定後の水道料金などについては、2・3月の検針時に配布するチラシでご確認ください。

### 水道料金・下水道使用料には経過措置があります

改定日前から水道・下水道を継続使用している場合、検針期間が改定日をまたぐ3・4月分(4月検針)と4・5月分(5月検針)は、経過措置として原則、旧税率(5%)による算定での請求となります。

新税率(8%)による算定は、6月以降検針分からとなります。

園▷水道料金・下水道使用料

=お客さまサービス課 (☎231-3117)

園▷水道料金・下水道使用料改定の内容

=企画総務課 (☎231-8754)

園▷納付金=給水課 (☎231-3115)